

○河北郡市広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

制定 令和5年2月28日 条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、河北郡市広域事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(条例の準用)

第2条 議会の個人情報の取扱いについての必要な事項は、津幡町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年津幡町条例第35号。以下、「津幡町条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定による津幡町条例中「津幡町」とあるのは「河北郡市広域事務組合」と、「町長」とあるのは「理事長」と、「町」とあるのは「組合」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。